⑵40ページ２段目上から４行目「⑶　開札の日時及び場所
１⑵①　令和２年３月19日13：10
１⑵②　令和２年３月19日13：25
１⑵③　令和２年３月19日13：40
１⑵④　令和２年３月19日13：55
１⑵⑤　令和２年３月19日14：10
１⑵⑥　令和２年３月19日14：25
１⑵⑦　令和２年３月19日14：40
１⑵⑧　令和２年３月19日14：55
１⑵⑨　令和２年３月19日14：55」を
「⑶　開札の日時及び場所
１⑵①　令和２年３月26日13：10
１⑵②　令和２年３月26日13：25
１⑵③　令和２年３月26日13：40
１⑵④　令和２年３月26日13：55
１⑵⑤　令和２年３月26日14：10
１⑵⑥　令和２年３月26日14：25
１⑵⑦　令和２年３月26日14：40
１⑵⑧　令和２年３月26日14：55
１⑵⑨　令和２年３月26日14：55」
に訂正します。

⑶40ページ４段目上から19行目「⑺　Time-limit for tender：18：00　18 March 2020」を「⑺　Time-limit for tender：18：00　25 March 2020」に訂正します。

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

なお、本入札に係る落札及び契約締結は、当該工事に係る令和２年度本予算が成立し、予算示達がなされることを条件とするものです。

本入札公告に記載の工事は、技術資料の内容が同一の２件の工事を対象に、一括して公告し、審査を実施する試行工事です。

本入札公告に記載の工事は、総合評価落札方式（技術提案評価型Ｓ型）「段階的選抜方式」、「新技術導入促進（Ｉ）型」です。

令和２年３月18日

支出負担行為担当官
関東地方整備局長　石原　康弘

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　11

１　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　①Ｒ２圏央道鬼怒川橋下部工事（以下、「①工事」という。）
②Ｒ２圏央道小貝川橋下部工事（以下、「②工事」という。）
（①工事、②工事共に電子入札対象案件）（①工事、②工事共に電子契約対象案件）

⑶　工事場所
①工事　自）茨城県常総市花島町至）茨城県常総市三坂町
②工事　自）茨城県常総市上蛇町至）茨城県つくば市上郷

⑷　工事内容
①工事　ＲＣ橋脚工　６基、作業土工　１式、場所打杭工（φ1200・最大Ｌ＝26.5m）８本、鋼管矢板基礎工（φ900・最大Ｌ＝26.0m）138本、橋脚躯体工　１式、仮橋・仮桟橋工　１式、土留・仮締切工　１式
②工事　ＲＣ橋脚工　８基、作業土工　１式、鋼管ソイルセメント杭工（φ1200・最大Ｌ＝32.0m）24本、鋼管矢板基礎工（φ1000・最大Ｌ＝24.5m）96本、橋脚躯体工　１式、仮橋・仮桟橋工　１式、土留・仮締切工　１式

⑸　工期　①工事、②工事共に契約締結の翌日から令和４年６月30日まで。

⑹　使用する主要な資機材
①工事　コンクリート　約4,700㎥、鉄筋　約1,100ｔ
②工事　コンクリート　約3,200㎥、鉄筋　約300ｔ

⑺　本工事は、「工事全般の施工計画」を求め、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する［総合評価落札方式（技術提案評価型Ｓ型）］の工事である。また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。また、本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。

⑻　本工事は、企業の技術力（工事全般の施工計画を除く）及び配置予定技術者の技術力について記述した競争参加資格確認申請書（一次審査）（以下「一次審査申請書」という）及び競争参加資格確認資料（以下「一次審査資料」という）を提出した者のうち、評価点合計が上位の者に限り工事全般の施工計画等（以下「二次審査資料」という）の提出を求める段階的選抜方式の対象工事である。

⑼　本工事は資料提出、入札等を電子入札システムで行う対象工事である。ただし、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。また、紙入札の承諾に関しては関東地方整備局総務部契約課に承諾願を提出するものとする。

⑽　本発注工事は、以下に示す試行等の対象工事である。詳細は、入札説明書による。
①「ワンデーレスポンス」実施工事
②完成時の工事成績評定の結果により、総合評価落札方式の加算点等を減ずる試行工事。
③工事コスト調査結果により、工事成績評定を減ずる試行工事
④建設リサイクル法対象工事
⑤総価契約単価合意方式
⑥出来高部分払方式
⑦「設計・施工技術連絡会議（三者会議）」の設置対象工事
⑧「設計変更審査会」の設置対象工事
⑨現場代理人と配置予定の主任（監理）技術者の兼務を認めない試行工事
⑩ＣＩＭ活用工事【発注者指定型】
⑪工事工程表の開示試行工事
⑫週休２日制適用工事【受注者希望方式】
⑬新技術導入促進（Ｉ）型
⑭一括審査方式
⑮段階選抜一次審査選抜者数拡大
⑯「生産性向上チャレンジ」試行対象工事
⑰熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事
⑱条件明示チェックリスト参考開示の試行工事
⑲「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事

⑾　本工事は、契約手続きにかかる書類の授受を電子契約システムで行う対象工事である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えるものとする。

２　競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶　関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,200点以上であること（⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上であること。）。

⑷　会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑸　平成16年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した下記の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。（ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。））。
①　橋梁基礎形式が鋼管矢板基礎の工事であること。
②　鉄筋コンクリート構造の橋台又は橋脚の工事であること。
ただし、上記①、②は同一工事でなくてもよい。
ただし、申請できる同種工事の施工実績は２件までとし、これを超える件数の施工実績を申請した場合は、申請されたすべての工事を実績として認めない。